

ジュニアスポーツ育成団体施設使用料減免事業について（説明）

ジュニアスポーツ育成団体施設使用料減免事業の内容は下記のとおりとなります。

1 利用団体	<ul style="list-style-type: none"> ○小学生 スポーツ少年団に登録してある団体 太田市体育協会傘下の競技スポーツ団体に加盟している団体 ○中学生 スポーツ少年団に登録してある団体 太田市中学校体育連盟又は、学校長が認定した中学校の部活動 ○指導者 上記団体に所属し、日本体育協会等の認定するスポーツ指導者資格を有する者 ※ただし、各協会・連盟主催の事業についてはジュニアスポーツ育成団体施設使用料減免事業の対象にはなりません。
2 利用範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日の利用時間が3時間までの団体練習 （試合・個人練習・合同練習等については対象外） ・ 指導者資格を有する指導者または部活動の顧問がいる練習の場合のみ適用 ・ 3時間を超える利用については有料となります。 ・ 1団体につき裏面「種目別対象施設一覧」に掲載されている面数まで （規定の面数を超える利用については有料となります）
3 使用料金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用範囲内に該当する練習は、施設料および照明料が無料 （石灰・ラインテープ等の消耗品については各団体で用意してください） ・ 備品使用料は有料 ・ 当日キャンセルをした場合は、キャンセル料を徴収します。
4 有効期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録後から翌年7月31日まで（毎年申請が必須）
5 利用施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用団体の活動種目が行える施設のみとします ・ 当該活動種目以外の活動利用は認めません ※運動公園野球場、サッカー・ラグビー場、東山球場、八幡テニスコート、新田テニスコート照明料、新浜テニスコート照明料、尾島公園グラウンド照明料、世良田グラウンド照明料は減免対象外
6 申請方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ジュニアスポーツ育成団体施設利用登録申請書」を下記「申請場所」の窓口へ提出する。または下記宛へ申請書をメールにて提出。 ・ メールアドレス（017850@mx.city.ota.gunma.jp）○注
7 申請場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太田市運動公園市民体育館 太田市飯塚町1059番地1 TEL 0276-45-8118 ・ 新田総合体育館(エアリス) 太田市新田金井町607番地 TEL 0276-57-2222

○注 登録申請書をデータで欲しい方は、団体名・お名前を明記の上問い合わせ先のメールアドレスまでお問い合わせください。

※施設利用の際は別紙「ジュニアスポーツ育成団体施設減免登録申請書」での登録が必要となります。

※許可証については施設利用ごとに必ず毎回提示してください。提示のない場合は有料となります。

※予約については、必ず登録団体名で行ってください。登録団体名と違う予約については使用料金を支払っていただきますのでご注意ください。

※裏面の減免対象施設以外（無料施設等）を使用する場合は登録不要です。

種目別減免対象施設一覧

種 目	減 免 対 象 施 設
バドミントン	市民体育館（コート4面まで） 新田総合体育館エアリス（コート4面まで） 尾島体育館（コート3面まで）※令和3年4月1日より追加 藪塚本町社会体育館（コート3面まで）
バレー ミニバレー	市民体育館（コート1面まで） 新田総合体育館エアリス（コート1面まで） 尾島体育館（コート1面まで）※令和3年4月1日より追加 藪塚本町社会体育館（コート1面まで）
バスケット ミニバス	市民体育館（コート1面まで） 新田総合体育館エアリス（コート1面まで） 尾島体育館（コート1面まで）※令和3年4月1日より追加 藪塚本町社会体育館（コート1面まで）
卓球 エアロビック 体操	市民体育館（アリーナ1／3面まで） 新田総合体育館エアリス（アリーナ1／3面まで） 尾島体育館（コート1／2面まで）※令和3年4月1日より追加 藪塚本町社会体育館（アリーナ1／2面まで）
硬式テニス ソフトテニス	サン・スポーツランド（コート1面まで） 尾島公園テニスコート（ナイターコート1面まで） 世良田公園テニスコート（ナイターコート1面まで） 市民体育館（コート1面まで）
ソフトボール	新田野球場（球場1面まで） 藪塚本町中央運動公園グラウンド（ナイター照明半灯まで）
軟式野球 学童野球	新田野球場（球場1面まで） 藪塚本町中央運動公園グラウンド（ナイター照明半灯まで） 渡良瀬スポーツ広場野球場（球場1面まで）
サッカー 少年サッカー	新田サッカー場（サッカー場ナイター使用全面まで） 藪塚本町中央運動公園グラウンド（ナイター照明半灯まで）
陸上競技	運動公園陸上競技場（占有利用はできません）
剣道 太極拳 空手 なぎなた	運動公園武道館（床1面まで） 新田武道館（床2面まで） 市民体育館（アリーナ1／3面まで） 新田総合体育館エアリス（アリーナ1／3面まで） 尾島体育館（アリーナ1／2面まで）※令和3年4月1日より追加 藪塚本町社会体育館（アリーナ1／2面まで）
柔道	運動公園武道館（畳1面まで） 新田武道館（畳2面まで）
弓 道	弓道場（占有利用はできません）
ダ ン ス	市民体育館小体育室（全面）

※減免対象外の施設がありますのでご注意ください。